

川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

説明内容

- 1 パブリックコメントの実施の概要
- 2 条例及び施行規則の概要
- 3 バリアフリー法施行令の改正内容
- 4 条例の改正（案）の内容
- 5 施行規則の改正（案）の内容
- 6 今後のスケジュール

1 パブリックコメントの実施の概要

1 パブリックコメントの実施の概要

川崎市では、全ての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることができるよう、川崎市福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）を定めています。

また、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的として、川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」という。）を定めています。

条例及び施行規則では、バリアフリー法^{※1}施行令（以下「政令」という。）に基づくバリアフリー基準^{※2}より高い水準の基準を定めています。

この度、政令の一部改正により、車椅子使用者用便房^{※3}の設置数等に関する基準が強化され、条例及び施行規則の基準を上回る箇所が生じました。**政令の一部改正の施行のタイミングに合わせ、車椅子使用者用便房の設置数等に関する条例及び施行規則の基準を、政令の基準に合わせるために強化する改正**を行うことから、パブリックコメントを実施します。

※1 正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

※2 正式名称は「建築物移動等円滑化基準」

※3 車椅子使用者が円滑に利用することができる便房

2 条例及び施行規則の概要

- (1) 条例及び施行規則の規定について**
- (2) 委任規定について**

2 条例及び施行規則の概要

(1) 条例及び施行規則の規定について

条例では、公共性の高い建築物において最低限必要な整備基準等を、建築確認申請での審査が必要となるバリアフリー法に基づく委任規定として定め、実効性を担保しています。また、条例及び施行規則では、基準適合命令等の強制力はありませんが、地方自治法に基づく自主規定として、政令に基づくバリアフリー基準より高い水準を定め、事前協議により、きめ細やかな指導をするなど、地域の特性や施設用途、規模、利用者の特性を十分に把握しながら実情に合った柔軟な整備を進めていく制度を整えています。

【条例及び施行規則の規定】

川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則

バリアフリー法の委任規定による施設の整備
(建築確認申請で審査)

建築物

<委任規定> 実効性の担保

自主規定による施設の整備

公共交通機関

公園

建築物

路外駐車場

道路

<自主規定> きめ細やかな指導・誘導

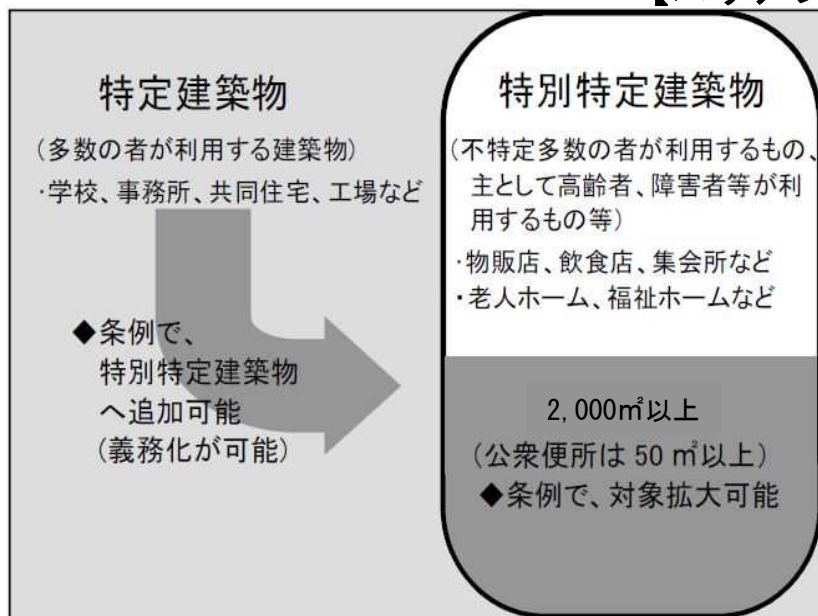
2 条例及び施行規則の概要

(2) 委任規定について

バリアフリー法では、**特別特定建築物^{※1}**について2,000㎡以上の建築をするときは、**バリアフリー基準^{※2}**に適合させなければならないとされています。

また、地方公共団体はバリアフリー法の基準に**特別特定建築物の追加**や**対象規模の引き下げ**、**バリアフリー基準に必要な事項の追加**などを条例^{※3}で定めることができるとされており、**川崎市ではこれに基づき条例で委任規定を定め、特別特定建築物の追加等を行っています。**

【バリアフリー法に基づく委任規定】



～川崎市の場合～

- 特別特定建築物の追加（条例第25条）→**8ページ**
 - ・学校、共同住宅、社会福祉施設、運動施設
- 対象規模の引き下げ（条例第26条）→**9ページ**
 - ・0㎡以上/500㎡以上/1,000㎡以上
- バリアフリー基準への追加（条例第27条）→**10ページ**
 - ・階段
 - ・便所
 - ・移動等円滑化経路

日本建築行政会議「バリアフリー法逐条解説（建築物） 2021年版」を一部編集して使用※4

※1 特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

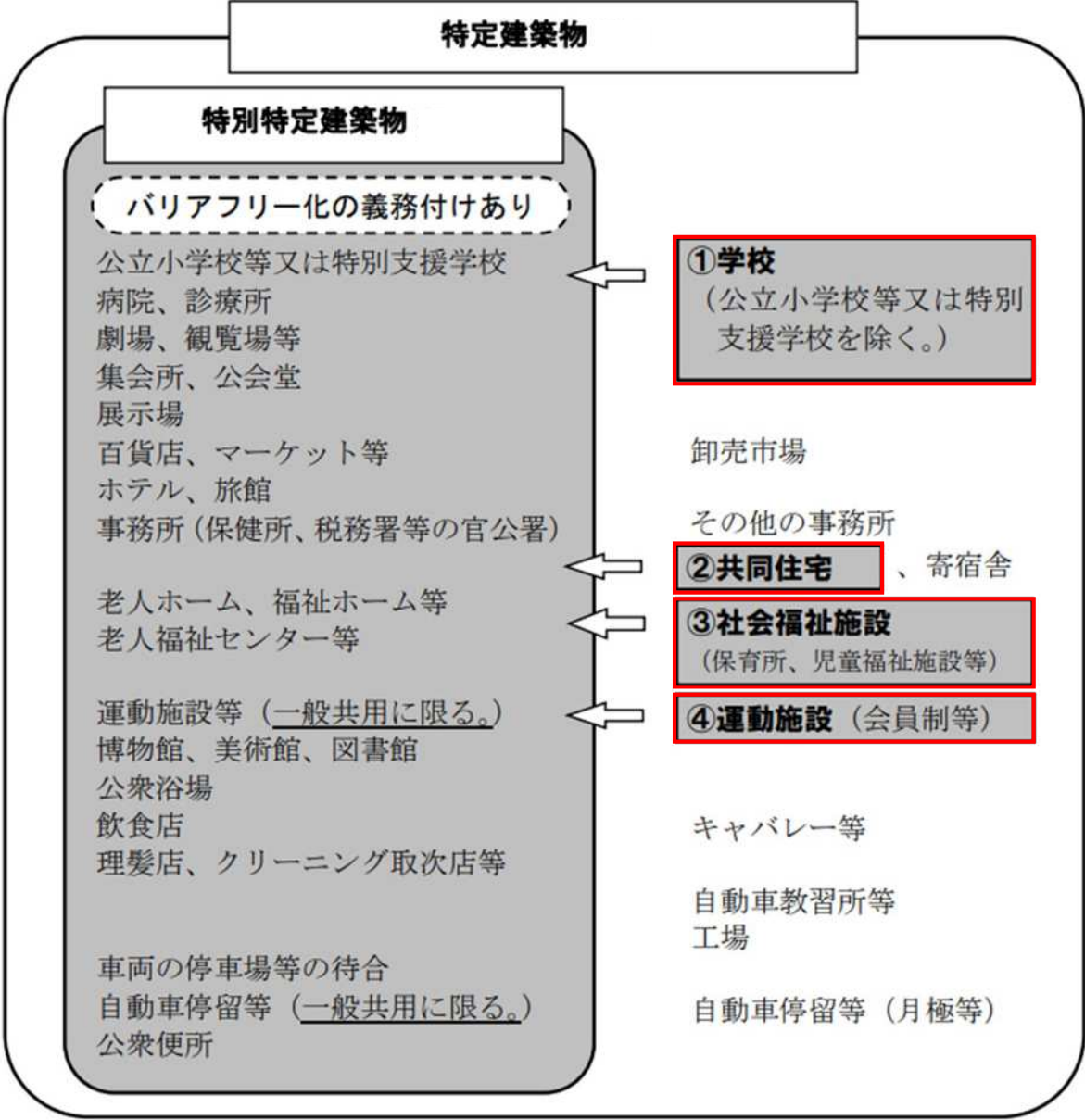
※2 バリアフリー基準（建築物移動等円滑化基準）：高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上に必要な出入口、廊下、階段等の施設の構造及び配置に関する基準

※3 ここでいう「条例」は、福祉のまちづくり条例のことではなく、地方自治法に基づく条例全般のことを指す。

※4 この図でいう「条例」は、福祉のまちづくり条例のことではなく、地方自治法に基づく条例全般のことを指す。

2 条例及び施行規則の概要
(2) 委任規定について

【川崎市において追加している特別特定建築物】



2 条例及び施行規則の概要

(2) 委任規定について

【川崎市における対象規模の引き下げ】

バリアフリー基準への適合義務付けの対象用途	対象規模（床面積の合計）	
	新築	増築等の部分
・ 学校 ・ 病院、診療所（患者の入院施設があるもの） ・ 保健所、税務署、官公署等 ・ 老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、保育所等の社会福祉施設 ・ 博物館、美術館又は図書館 ・ 車両の停車場等	0㎡以上 (法令では2,000㎡以上)	2,000㎡以上 (法令のとおり)
・ 診療所（上記以外のもの） ・ 集会場又は公会堂 ・ 百貨店、マーケット等の物品販売店舗 ・ 公衆浴場 ・ 飲食店 ・ 理髪店、銀行等のサービス店舗	500㎡以上 (法令では2,000㎡以上)	
・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・ 展示場 ・ ホテル又は旅館 ・ 体育館、ボーリング場等の運動施設又は遊技場	1,000㎡以上 (法令では2,000㎡以上)	
・ 共同住宅 ・ 自動車の停留又は駐車施設 (一般の交通の用に供されるもの) ・ 公衆便所、公共用歩廊	2,000㎡以上 (公衆便所は50㎡以上) (法令のとおり)	

2 条例及び施行規則の概要

(2) 委任規定について

【川崎市において追加しているバリアフリー基準】

条例第 4 章の委任規定で定める主な基準		
階段	幅員	幅は130cm以上（共同住宅を除く。）
	手すり設置	手すりを設置（踊場を含む。）
	回り階段	主たる階段は、回り階段禁止
便所	床表面仕上	床の表面は滑りにくい仕上げ
	車椅子便所と便房の出入口の幅	幅は80cm以上
移動等 円滑化 経路	出入口	外部出入口の幅は90cm以上
	廊下等	廊下等の幅は140cm以上（共同住宅を除く。）
	傾斜路	傾斜路の幅は140cm以上（共同住宅を除く。）
	敷地内の通路	敷地内通路の幅は140cm以上
		傾斜路の幅は140cm以上

3 バリアフリー法施行令の改正内容

- (1) 背景**
- (2) 便所に係る基準の見直し**
- (3) 駐車場に係る基準の見直し**
- (4) 劇場等の客席に係る基準の創設**

3 バリアフリー法施行令の改正内容

(1) 背景

特別特定建築物を建築する際に適合させなければならないバリアフリー基準について、今般、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場等の客席」のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、これらのバリアフリー基準について、見直し等が行われました。

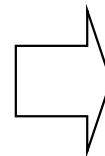
(令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行)

3 バリアフリー法施行令の改正内容 (2) 便所に係る基準の見直し

不特定多数利用便所※を設ける場合には、車椅子使用者用便房を建築物に1箇所以上設けなければならないとされていましたが、原則、各階に1箇所以上設けなければならないとする改正等が行われました。

改正前

- 車椅子使用者用便房を建築物に1箇所以上設ける。

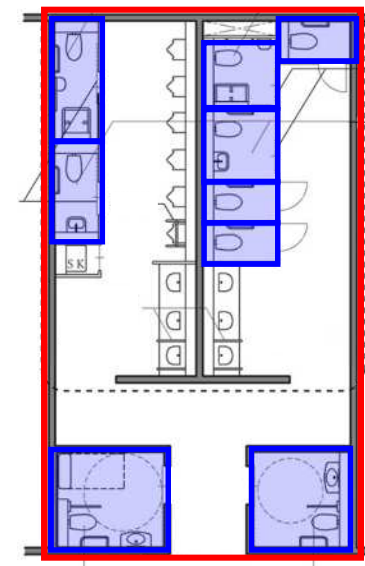


改正後

- 原則、不特定多数利用便所を各階に1箇所以上設ける。
 - 原則、車椅子使用者用便房を各階に1箇所以上設ける。
- ※小規模階（1,000㎡未満の階）における設置数の低減や大規模階（10,000㎡超えの階）における設置数の増加については告示で規定

※不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する便所

※便房：便器のある間仕切りで仕切られたブース

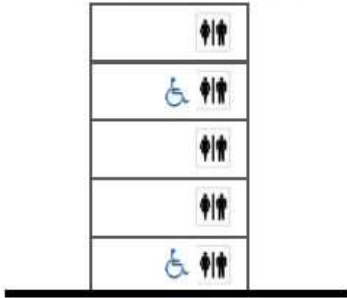
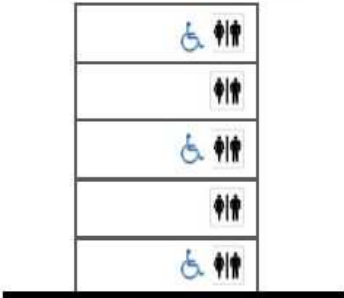
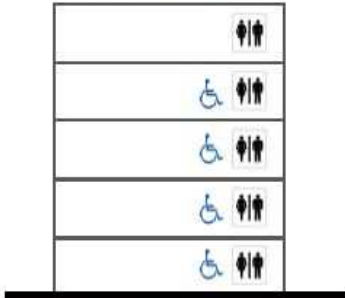


：便房
：便所

3 バリアフリー法施行令の改正内容 (2) 便所に係る基準の見直し

■小規模階における設置数の低減（告示で規定）

【「小規模階を有する建築物」への適用イメージ】

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する 車椅子使用者用便房 の数	2	3	4

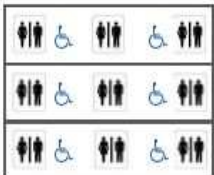
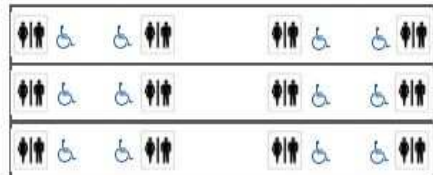
出典：国交省HP「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG報告」(R6.3.29)

- ・ 階の面積が1,000㎡未満の建築物の場合、それらの階の面積を合計した値に1/1,000を乗じて得た数（端数切捨て）以上の車椅子使用者用便房を設ける。

3 バリアフリー法施行令の改正内容 (2) 便所に係る基準の見直し

■大規模階における設置数の増加（告示で規定）

【「大規模階を有する建築物」への適用イメージ】

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	30,000㎡/階 	50,000㎡/階 	70,000㎡/階 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000㎡	150,000㎡	210,000㎡
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する 車椅子使用者用便房 の数	2	3	4

出典：国交省HP「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG報告」(R6.3.29)

- ・ 階の面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の建築物の場合、各階に2箇所以上の車椅子使用者用便房を設ける。
- ・ 階の面積が40,000㎡を超える建築物の場合、階の面積に1/20,000を乗じて得た数（端数切り上げ）以上の車椅子使用者用便房を各階に設ける。

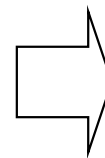
3 バリアフリー法施行令の改正内容

(3) 駐車場に係る基準の見直し

不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設を1台以上設けなければならないとされていましたが、駐車場に設ける駐車台数の区分に応じて定められた数以上設けなければならないとする改正が行われました。

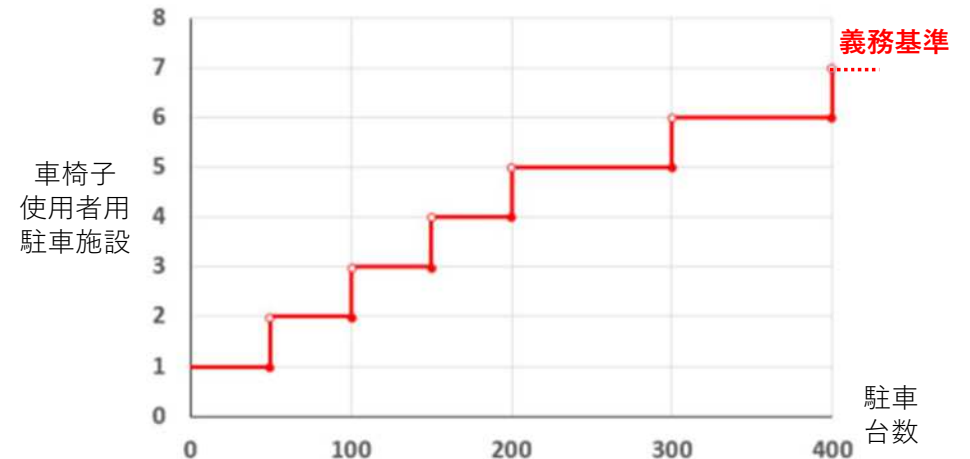
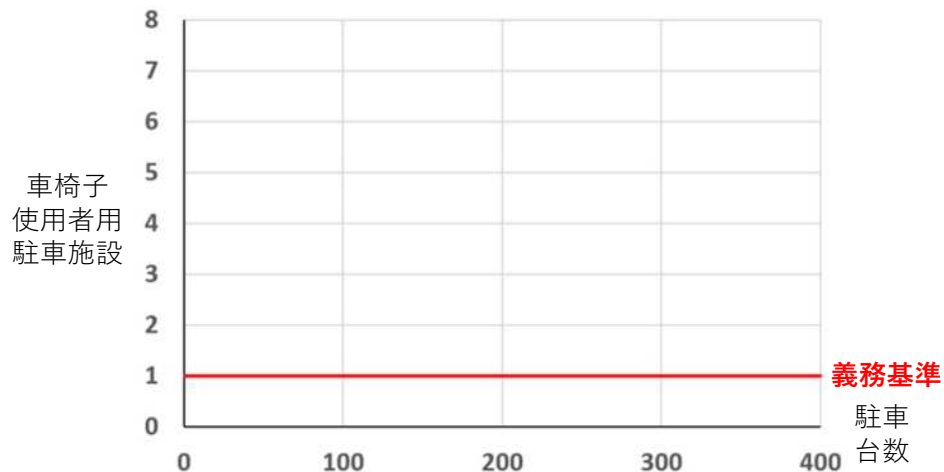
改正前

○ 1台以上設ける。



改正後

○ 200台以下の場合、2%以上設ける。
○ 201台以上の場合、1% + 2台以上設ける。



3 バリアフリー法施行令の改正内容

(4) 劇場等の客席に係る基準の創設

劇場等の客席には、客席数の区分に応じて定められた数以上の車椅子使用者用客席を設けなければならないとする基準等が創設されました。

改正前

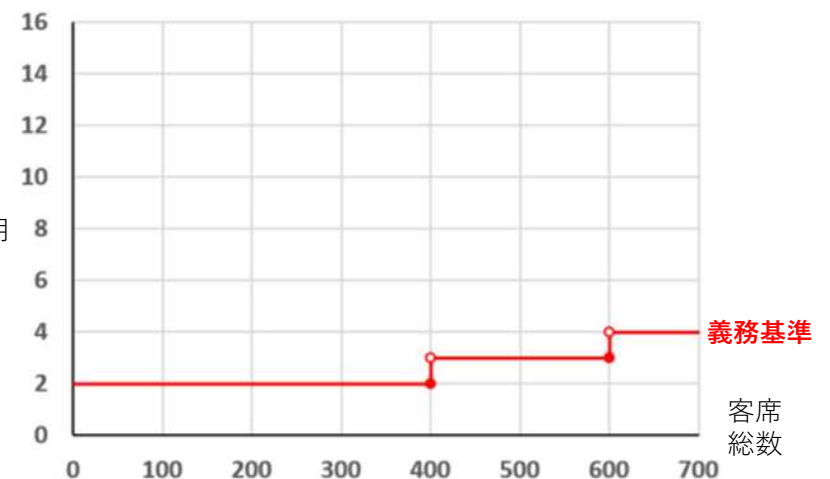
○基準なし。

改正後

- 400席以下の場合、2席以上設ける。
- 401席以上の場合、0.5%以上設ける。

義務基準なし

車椅子
使用者用
客席数



4 条例の改正（案）の内容

（１） 便所に係る基準（委任規定）の見直し

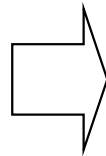
4 条例の改正（案）の内容

(1) 便所に係る基準（委任規定）の見直し

政令の一部改正により車椅子使用者用便房等の設置基準が見直されたことから、その基準により設置される車椅子使用者用便房等についても、委任規定として本市が既に条例で定めている出入口の幅等に関する条例の基準が適用されるよう改正を行います。

改正前

- 建築物に1箇所以上の不特定多数利用便所について
 - ・床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
 - ・車椅子使用者用便房を設け、当該便房及び便所の出入口の幅を80cm以上とする。



改正後

- 原則、各階に1箇所以上の不特定多数利用便所の床の表面を、滑りにくい材料で仕上げる。
- 原則、各階に1箇所以上の車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅を80cm以上とする。

※不特定多数利用便所及び車椅子使用者用便房の設置数については政令及びそれに基づく告示等に従う。

5 施行規則の改正（案）の内容

- (1) 便所に係る基準（自主規定）の見直し
- (2) 駐車場に係る基準（自主規定）の見直し
- (3) 劇場等の客席に係る基準（自主規定）の見直し

5 施行規則の改正（案）の内容

(1) 便所に係る基準（自主規定）の見直し

政令と同様に、原則、**各階に1箇所以上車椅子使用者用便房を設ける**ことを求め、それらについても、**出入口の幅等に関する施行規則の基準が適用されるよう改正**を行います。

改正前

- 建築物に1箇所以上の利用者の利用に供する便所について
 - ・床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
 - ・車椅子使用者用便房を設け、当該便房及び便所の出入口の幅を80cm以上とする。
 - ・車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設ける。 etc.

改正後

- 原則、各階に1箇所以上の利用者^{※1}の利用に供する便所^{※2}の床の表面を、滑りにくい材料で仕上げる。
- 原則、各階に1箇所以上車椅子使用者用便房を設け、当該便房及び当該便房が設けられている便所について
 - ・便房及び便所の出入口の幅を80cm以上とする。
 - ・車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設ける。 etc.

※利用者の利用に供する便所及び車椅子使用者用便房の設置数については政令及びそれに基づく告示等に従う。

【対象となる便所の例】

全ての便所

- ・従業員専用の便所
- ・管理者用の便所 など

利用者の利用に供する便所

- ・事務所の来客用の便所
- ・寮の共用部の便所 など

不特定多数利用便所

- ・商業施設の客用の便所
- ・庁舎の来庁者用の便所
- ・老人ホームの利用者用の便所 など

- ※1 利用者：公共的施設を利用し、サービス等の提供を受ける者
- ※2 条例では不特定多数利用便所（不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する便所）に制限を定めていますが、施行規則では施設の利用者の利用に供する便所を対象にし、制限の対象を広げています。

5 施行規則の改正（案）の内容

(2) 駐車場に係る基準（自主規定）の見直し

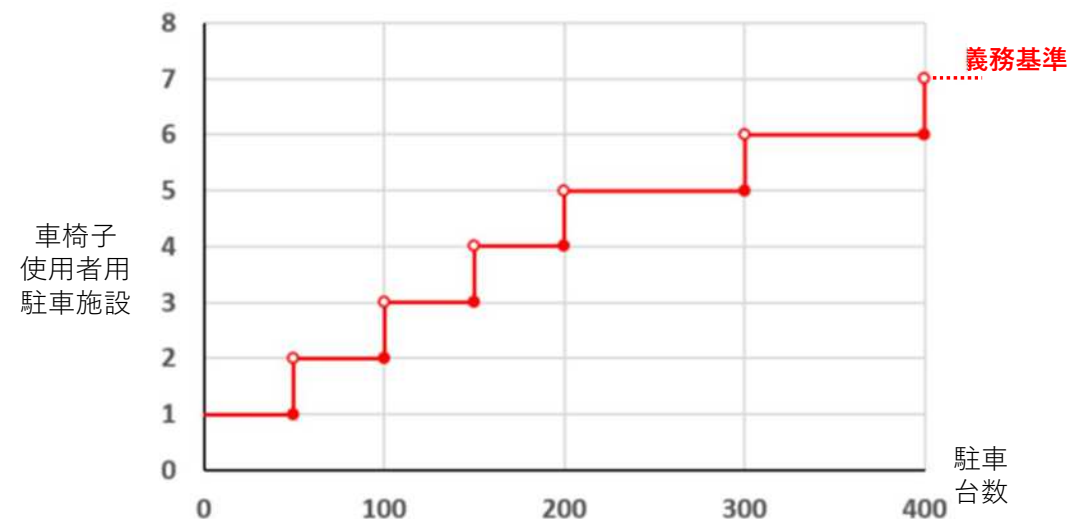
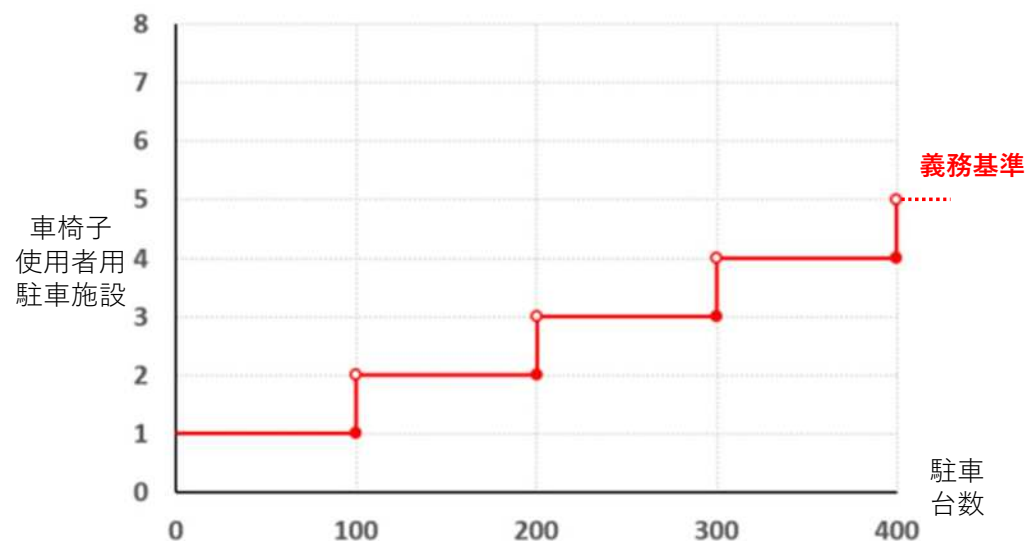
特定の公共的施設に駐車場を設ける場合、駐車台数に応じて車椅子使用者用駐車施設を設けることとする規定がありますが、政令の一部改正により車椅子使用者用駐車施設の設置基準が見直されたことから、**政令と同水準とするための改正**を行います。

改正前

- 100台以下の場合、**1台以上**設ける。
- 101台以上の場合、**1%以上**設ける。

改正後

- 200台以下**の場合、**2%以上**設ける。
- 201台以上**の場合、**1% + 2台以上**設ける。



5 施行規則の改正（案）の内容

(3) 劇場等の客席に係る基準（自主規定）の見直し

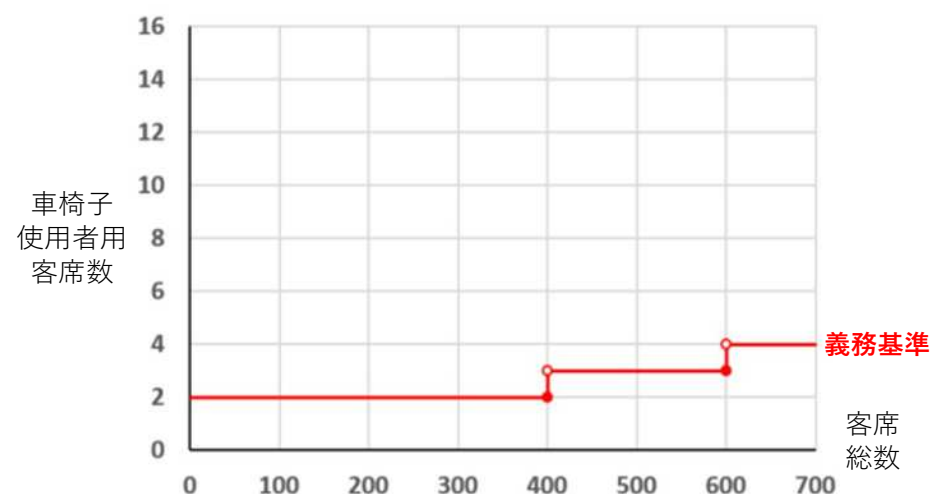
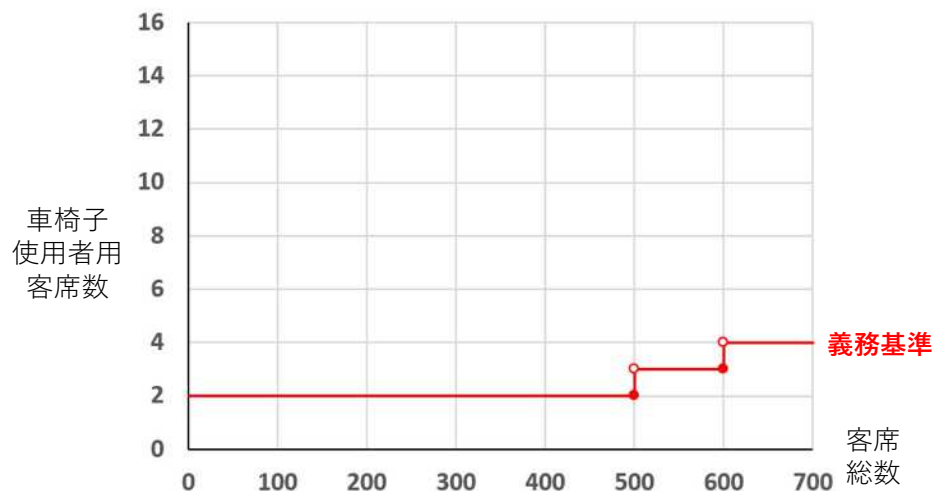
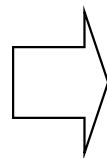
特定の公共的施設に固定式の客席又は観覧席を設ける場合、客席等の数に応じて車椅子使用者用客席を設けることとする規定等がありますが、政令の一部改正により車椅子使用者用客席の設置基準が創設されたため、**政令と同水準とするための改正**を行います。

改正前

- 500席以下の場合、2席以上を設ける。
- 501席以上の場合、0.5%以上を設ける。

改正後

- 400席以下の場合、2席以上を設ける。
- 401席以上の場合、0.5%以上を設ける。



6 今後のスケジュール

6 今後のスケジュール

政令の一部改正の施行日と合わせて令和7年6月1日に改正条例及び改正施行規則を施行予定

